

自己点検シート（平成 年度）

サービス種別	訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護
--------	-------------------

記入日 平成 年 月 日

■事業所番号、事業所の名称、連絡先等を記載してください。

法人名			
代表者職名・氏名			

事業所番号	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%; height: 20px;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> <td style="width: 10%;"></td> </tr> </table>																				
フリガナ																					
事業所名																					
所在地	(〒 -)																				
連絡先	電話					FAX															
	メールアドレス																				
開設年月日	居宅サービス	平成 年 月 日																			
	予防サービス	平成 年 月 日																			
指定年月日	居宅サービス	平成 年 月 日																			
	予防サービス	平成 年 月 日																			
管理者	職名					氏名															
記載担当者	職名					氏名															

自己点検シート（訪問入浴介護・介護予防訪問入浴介護）

点検した結果を記載して下さい。

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
I 人員基準						
1 従業者の員数	訪問入浴介護従業者は以下の人数以上配置していますか。 ・看護職員 1人以上 ・介護職員 2人以上 （介護予防訪問入浴介護のみの場合は1人以上）	基準第45条 (基準第47条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	従業者のうち1人以上は常勤職員となっていますか。 → 常勤職員の人数を記載してください。 (人)		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 管理者	管理者は常勤専従職員を配置していますか。	第46条 (第48条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	管理者が他の職種等を兼務している場合、兼務形態は適切ですか。 → 下記の事項について記載してください。 ・兼務の有無 (有 ・ 無) ・当該事業所内で他職種と兼務している場合はその職種名 () ・同一敷地等の他事業所と兼務している場合は事業所名、職種名、兼務事業所における1週間あたりの勤務時間数 事業所名： () 職種名： () 勤務時間： ()		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	

(注) 事業所にある既存の利用者実績（前月1月分）及び勤務表（記載した該当月ひと月分）を添付して下さい。なお、勤務表については、次の事項を明記して下さい。①兼務を含めた職種②常勤職員の勤務すべき1週間の勤務時間③常勤・非常勤の別

II 設備基準						
1 設備及び備品等	事業の運営を行うために必要な広さを有する専用の区画が設けられ、サービスの提供に必要な浴槽等の設備及び備品等を備えていますか。	第47条 (第49条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
Ⅲ 運営基準						
1 内容及び手続きの説明及び同意	事業所の概要、重要事項（※）について記した文書を交付し、利用者又はその家族に対し説明を行い、利用申込者の同意を得ていますか。 ※ 運営規程の概要、勤務体制、その他事故発生時の対応等、利用者のサービス選択に資すると認められる事項	第8条 (第8条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
2 提供拒否の禁止	正当な理由なくサービスの提供を拒んだことはありませんか。	第9条 (第9条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
3 サービス提供困難時の対応	自ら適切なサービス提供が困難な場合、当該利用申込者に係る居宅介護支援事業者への連絡、適当な他事業者等の紹介など必要な措置を速やかに取っていますか。	第10条 (第10条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
4 受給資格等の確認	被保険者証等の確認を行っていますか。被保険者証に認定審査会意見が記載されている場合には配慮して介護サービスを提供していますか。	第11条 (第11条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
5 要介護認定の申請に係る援助	利用申込者が要介護認定を受けていない場合、既に要介護認定の申請をしているか確認していますか。	第12条 (第12条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	利用者が要介護認定を申請していない場合、利用者の意思を踏まえて速やかに申請が行われるよう必要な援助を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
6 心身の状況等の把握	サービス担当者会議等を通じて利用者の心身の状況等の把握に努めていますか。	第13条 (第13条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
7 居宅介護支援事業者等との連携	介護サービスを提供する場合又は提供の終了に際し、居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者と密接な連携に努めていますか。	第14条 (第14条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
8 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	利用者に対して、法定代理受領サービスについて説明し、必要な援助を行っていますか。	第15条 (第15条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
9 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画に沿ったサービスを提供していますか。	第16条 (第16条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
10 居宅サービス計画等の変更の援助	利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は必要な援助を行っていますか。	第17条 (第17条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
11 身分を証する書類の携行	訪問入浴（介護予防訪問入浴）従業者に身分証を携行させ、初回訪問時または求めに応じて提示していますか。	第18条 (第18条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
12 サービス提供の記録	介護サービスを提供した際は、必要な事項を書面に記録していますか。	第19条 (第19条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
13 利用料等の受領	法定代理受領サービスの場合、利用者から利用者負担分の支払を受けていますか。	第48条(第50条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	法定代理受領サービスである場合と、そうでない場合との間に差額を設けていませんか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	通常の事業の実施地域外でサービスを提供し、それに要した交通費の額の支払いを利用者から受ける場合、利用者の選定により特別な浴槽水に係る費用の支払いを受ける場合は、予め利用者又はその家族に説明を行い利用者の同意を得ていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に要した費用につき、その支払を受ける際、利用者に対し領収証を交付していますか。	介護保険法第41条第8項	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	上記の領収証に保険給付の対象額とその他の費用を区分して記載し、その他の費用についてはそれぞれ個別の費用ごとに区分して記載していますか。	介護保険法施行規則第65条	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
14 保険給付の請求のための証明書の交付	法定代理受領サービスではない、訪問入浴に係る利用料の支払いを受けた場合は、サービス提供証明書を利用者へ交付していますか。	第21条(第21条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
15 指定訪問入浴介護の基本取扱方針	利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、計画的に行われていますか。	第49条(第56条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(介護予防のみ) サービス提供に当たり、利用者ができる限り要介護状態とならないで自立した日常生活を営むことができるよう支援することを目的とするものであることを常に留意して、サービスの提供にあたっていますか。	(第56条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	(介護予防のみ) 利用者がその能力を最大限活用することができるような方法によるサービス提供に努めていますか、利用者が有する能力を阻害する等の不適切なサービスの提供を行わないよう配慮していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
16 指定訪問入浴介護の具体的取扱方針	サービスの提供にあたっては、懇切丁寧に、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について必要な事項を理解しやすいよう説明を行っていますか。	第50条(第57条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	介護技術の進歩に対応した適切な介護サービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	1回の訪問につき、看護職員1人及び介護職員2人をもって行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	利用者の身体の状況が安定していること等から、入浴により利用者の身体の状況等に支障を生ずるおそれがないと認められる場合においては、看護職員に代えて介護職員を充てることができるが、その場合は主治の医師の意見を確認していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	サービスの提供に用いる設備、器具その他の用品の使用に際して安全及び清潔の保持に留意し、特に利用者の身体に接触する設備、器具その他の用品については、サービスの提供ごとに消毒したものを使用していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
17 利用者に関する市町村への通知	利用者が以下の事項に該当する場合には遅滞なく市町村への通知を行っていますか。 ・サービス利用に関する指示に従わないことにより要介護状態の程度を増進させたと認められる場合 ・偽りその他不正な行為により給付を受けた又は受けようとした場合	第26条(第23条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
18 緊急時等の対応	利用者の病状の急変など、緊急時には主治医や協力医療機関への連絡など必要な措置を講じていますか。	第51条(第51条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
19 管理者の責務	事業所の従業者及び業務管理は、管理者により一元的に行われていますか。	第52条(第52条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
20 運営規程	以下の事項を運営規程に定めていますか。 ・事業の目的及び運営の方針 ・従業者の職種、員数及び職務の内容 ・営業日及び営業時間 ・指定訪問入浴介護の内容及び利用料その他の費用の額 ・通常の事業の実施地域 ・サービス利用に当たっての留意事項 ・緊急時等における対応方法 ・その他運営に関する重要事項	第53条(第53条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
21 勤務体制の確保等	利用者に対し、適切なサービスを提供できるよう事業所ごとに勤務の体制（日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別等）を定めていますか。	第30条(第28条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	当該事業所の訪問入浴従業者によってサービスを提供していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	訪問入浴従業者に対して研修の機会を確保していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
22 衛生管理等	訪問入浴従業者の清潔保持及び健康状態について必要な管理を行っていますか。	第31条(第29条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	設備及び備品について、衛生的な管理を行っていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
23 掲示	運営規程や勤務体制表等、その他重要事項を事業所内に掲示していますか。	第32条(第30条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
24 秘密保持等	正当な理由なく、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密を漏らすことのないよう必要な措置を講じていますか。	第33条(第31条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	サービス担当者会議等において利用者若しくはその家族の個人情報を用いる場合の同意を書面により得ていますか。（サービス提供開始時における包括的な同意で可）		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
25 広告	虚偽または誇大な広告をしていませんか。	第34条(第32条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
26 居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	居宅介護支援事業者又はその従業者に対して、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与していませんか。	第35条(第33条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

点検項目	確認事項	根拠条文	点検結果			「不適」の場合の事由及び改善方法（別紙可）
			適	不適	該当せず	
27 苦情処理	利用者及びその家族からの苦情を受け付けるための仕組みを設けていますか。また苦情に関する市町村・国保連等の調査に協力し、指導助言に従って必要な改善を行っていますか。 苦情件数： 月 件程度 苦情相談窓口の設置： 有 ・ 無 相談窓口担当者：	第36条 (第34条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	苦情相談等の内容を記録・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
28 地域との連携	利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めていますか。	第36条 の2(第34条の2)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
29 事故発生時の対応	事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じていますか。また、事故の状況や処置について記録していますか。 →事故事例の有無： 有 ・ 無	第37条 (第35条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行なっていますか。 →損害賠償保険への加入： 有 ・ 無		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
	事故が生じた際には、原因を究明し、再発生を防ぐための対策を講じていますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	
30 会計の区分	他の事業との会計を区分していますか。	第38条 (第36条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
31 記録の整備	従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備していますか。	第53条 の2 (第54条)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		
	介護サービスの提供に関する記録（サービス実施記録等）を整備・保存していますか。		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>		

※1 点検項目、確認事項は居宅サービスについてのみ記載の場合もあるので、介護予防サービスについては読み替えてください。

※2 根拠条文(『基準』)は以下のとおりです。(「根拠条文」欄中()書きは介護予防サービス)
 居宅サービス…「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第37号)」
 介護予防サービス…「指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成18年厚生労働省令第35号)」